

第7章

人材育成に向けた支援・施策

1 知的財産人材の育成

特許庁及び独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）は、多種多様な知的財産人材の育成と、知的財産マインドの向上を目的に、知的財産人材育成の取組を行っている。

本節では、それらの人材育成の取組について紹介する。

(1) グローバル知財マネジメント人材の育成

特許庁では、知的財産を事業戦略に巧みに活用できるグローバル知財マネジメント人材を育成するため、2014年度より「グローバル知財マネジメント人材育成推進事業（2014年度～2016年度）」を、2015年度より「英語知財研修プログラム推進事業（2015年度～2016年度）」を実施し、それぞれにおいて作成した教材を特許庁ウェブサイト¹において公表している。そして、2017年度には「企業等における知財人材の現状と大学院レベルの当該人材育成の在り方に関する調査研究」を実施した。

① 企業等における知財人材の現状と大学院レベルの当該人材育成の在り方に関する調査研究(2017年度)

前記「グローバル知財マネジメント人材育成推進事業（2014年度～2016年度）」において、経営幹部や経営幹部候補、経営企画、事業部等のリーダーを主な対象とし、グローバルな知的財産・標準化戦略に関する12テーマのケース教材を開発した。

そして2017年度に実施した「企業等における知財人材の現状と大学院レベルの当該人材育成の在り方に関する調査研究」において、上記ケース教材を用いたデモ講義を開催し

た。デモ講義の様子は、実際の授業の進行方法やグループディスカッションの方法など、本ケース教材の使い方を広くお知らせする目的で、特許庁ウェブサイトにおいてケース教材を申し込みいただいた方に公開している。

(2) 知的財産専門人材の育成

① 弁理士の育成

従来から、経済のグローバル化が進む中、我が国産業の国際競争力を高めるために、知的財産の創造・保護・活用がますます重要となっている。知的財産制度の重要な担い手である弁理士には、これまで以上に知的財産の創造・保護・活用の促進に貢献することが求められている。

特に、中小企業・小規模事業者が知的財産を戦略的に活用していくためには、弁理士によるこれまで以上に裾野広くきめ細かいサービスの提供が不可欠となっている。また、我が国企業のグローバルな事業展開の進展に伴い、我が国からの国際特許出願件数も年々増加しており、こうした国際展開を着実に進めるためにも弁理士の重要性がますます高まっている。

このような状況下で、知的財産に関する専門技術的な知見を有する弁理士の更なる育成及び活用を図るべく、「弁理士の資質の維持

1 ・グローバル知的財産・標準化戦略に関するケース教材（グローバル知財マネジメント人材育成推進事業）
http://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/teaching_case.htm
 ・知財を活用した経営戦略に関する英語教材（英語知財研修プログラム推進事業）
http://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/chizai_katuyou_eigo_kyouzai.htm



及び向上に向けた研修制度の創設」等を含む2007年改正や、「弁理士の使命の明確化」等を含む2014年改正など、弁理士法について所要の改正を行ってきた。

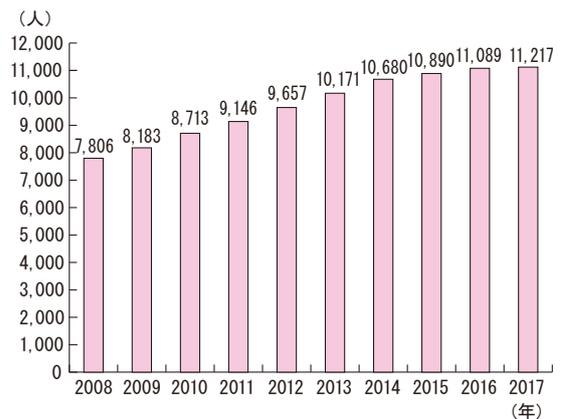
また、知的財産に関する専門家・人的基盤としての弁理士の育成・確保を図る措置の一環として、2014年12月に弁理士試験の充実を図るための弁理士法施行規則の改正を行った。2016年度実施の試験から、条約科目を含めて弁理士にとって必要な基礎的知識を確認する手段として、短答式筆記試験へ科目別合格基準が導入され、また、選択問題間の難易度を揃え試験の公平性を担保するため、論文式筆記試験（選択科目）における選択問題の集約がなされた。

これらの制度改正を経て、弁理士の数は増加傾向にあり、2017年末時点で11,217人となっている。弁理士数の増加に伴い、「利用者ニーズの多様化に応じた業務の拡大」等を含む2000年法改正の前には、弁理士が主たる事務

所を置いていない地域（弁理士ゼロ地域）が存在していたが、現在では、大半の弁理士が大都市に定着しているといった形での地域偏在は残っているものの、弁理士ゼロ地域については解消されている。

また、特定侵害訴訟¹代理業務の付記を受けた弁理士²の数も同様に増加傾向にあり、2017年末時点で3,286人である。

2-7-1図 弁理士数の推移



(備考)2017年12月末における値に基づいている。
(資料)統計・資料編 第6章3.(1)

2-7-2図 弁理士の都道府県分布

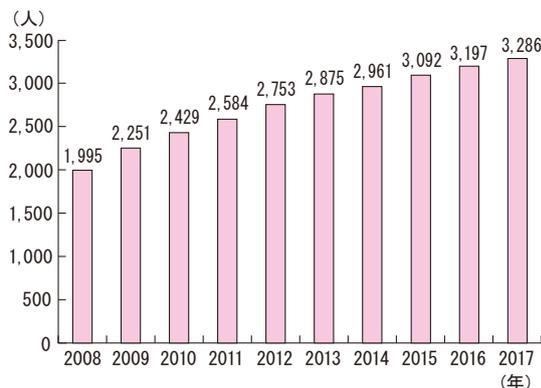
事務所所在地	人数		事務所所在地	人数		事務所所在地	人数	
	1999年	2017年		1999年	2017年		1999年	2017年
北海道	7	44	静岡県	24	79	山口県	1	10
青森県	0	8	愛知県	161	576	徳島県	3	11
岩手県	2	3	三重県	4	25	香川県	4	12
宮城県	5	24	新潟県	7	25	愛媛県	2	12
秋田県	3	7	富山県	5	19	高知県	1	6
山形県	4	6	石川県	4	18	福岡県	31	98
福島県	3	10	福井県	6	15	佐賀県	0	6
茨城県	17	138	滋賀県	8	79	長崎県	1	6
栃木県	5	35	京都府	45	239	熊本県	4	10
群馬県	9	27	大阪府	595	1,666	大分県	1	6
埼玉県	51	197	兵庫県	60	282	宮崎県	2	9
千葉県	84	211	奈良県	6	58	鹿児島県	2	8
東京都	2,814	6,108	和歌山県	2	11	沖縄県	2	6
神奈川県	231	788	鳥取県	2	4	国外	(統計なし)	106
山梨県	2	19	島根県	0	2			
長野県	13	62	岡山県	14	25			
岐阜県	19	57	広島県	12	44			
						計	4,278	11,217

(備考)主たる事務所の所在地の弁理士数をカウントしている。また、2017年12月末における値に基づいている。
(資料)統計・資料編 第6章3.(2)

1 特許、実用新案、意匠、商標若しくは回路配置に関する権利の侵害又は特定不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟。
2 訴訟代理人となるのに必要な学識及び実務能力を担保するための研修を修了し、この学識及び実務能力を有しているか判定するための試験（特定侵害訴訟代理業務試験）に合格した弁理士が、日本弁理士会において、本試験に合格した旨の付記を受けることにより、弁理士が同一の依頼者から受任している事件に限り、訴訟代理人となることができる。

2-7-3図

特定侵害訴訟代理業務の付記を受けた弁理士数の推移



(備考)2017年12月末における値に基づいている。
 (資料)日本弁理士会の報告に基づき特許庁作成

②民間等の知的財産専門人材の育成

INPITでは、民間等の知的財産専門人材を育成するため以下の研修を実施している。

2-7-4図 民間等の知的財産専門人材向けの研修一覧

主な対象者	研修名	研修概要	2017年度 延べ受講者数
先行技術調査に従事する者	検索エキスパート研修 [特許]	特許法についての十分な知識を有する者を対象とし、先行技術調査能力を一層向上することにより、出願及び審査請求の適正化に資する人材を育成する研修	110名
先行意匠調査に従事する者	検索エキスパート研修 [意匠]	意匠法についての十分な知識を有する者を対象とし、製品デザインの意匠権による有効な保護、権利化後の権利範囲を適切にとらえることができる人材を育成する研修	13名
企業の知的財産担当者	特許調査実践研修	特許出願前から特許取得、権利活用に至るまでに必要となる特許審査基準に基づいた特許性の判断や、効率的な特許調査を的確に行うことができる人材を育成する研修	25名
中小・ベンチャー企業の経営者 又は知財担当者	知的財産活用研修 [活用検討コース]	中小・ベンチャー企業が知的財産権を取得・活用することによる成功や、活用できなかった場合を様々な事例等を交えて紹介し、また参加者同士が検討することにより、知的財産をどのように経営に役立てるかという判断能力を養う研修	26名
中小・ベンチャー企業の知財担当者 大学の研究者	知的財産活用研修 [検索コース]	特許情報を活用して、研究のテーマ・方向性を決定するための調査や、特許出願・審査請求の要否の判断をするための調査を的確に行うことができる人材を育成する研修	33名
政府関係機関等における 研究機関等の職員	知的財産権研修 [初級]	知的財産に関する業務経験が比較的浅い方を対象に、当該業務を遂行するために必要な知的財産の基礎的知識を習得する研修	122名

③情報通信技術を活用した学習機会の提供¹

a. eラーニングを活用した人材育成(IP-eラーニング)

「産業財産権をめぐる国内外の情勢と課題」や「特許・実用新案審査基準の概要」などのeラーニング学習教材を広く一般に提供することにより、日本全国の知的財産関連人材の育成に利用されることを目指している。



IP-eラーニングトップページ

1 <https://ipe.inpit.go.jp/inaviipe/service>



④調査業務実施者の育成

a. 調査業務実施者を育成するための研修 (法定研修)

INPITでは、特許庁からの先行技術文献調査を請け負う登録調査機関において調査を行う調査業務実施者（サーチャー）になるための法定研修（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第37条）を実施している。

精度の高い先行技術文献調査を行う調査業務実施者の着実な育成は、世界最速・最高品質の審査を実現するために極めて重要である。

本研修は、調査業務実施者として必要な基礎的能力の修得支援を目的とし、座学を通じて特許実務及び検索実務に関する基本的知識を体系的に学習し、その知識を実習や討論を通じて実践することにより、先行技術文献

調査に必要な知識を網羅的に修得できる内容となっている。

◇ 2017年度実績

延べ受講者数：535名

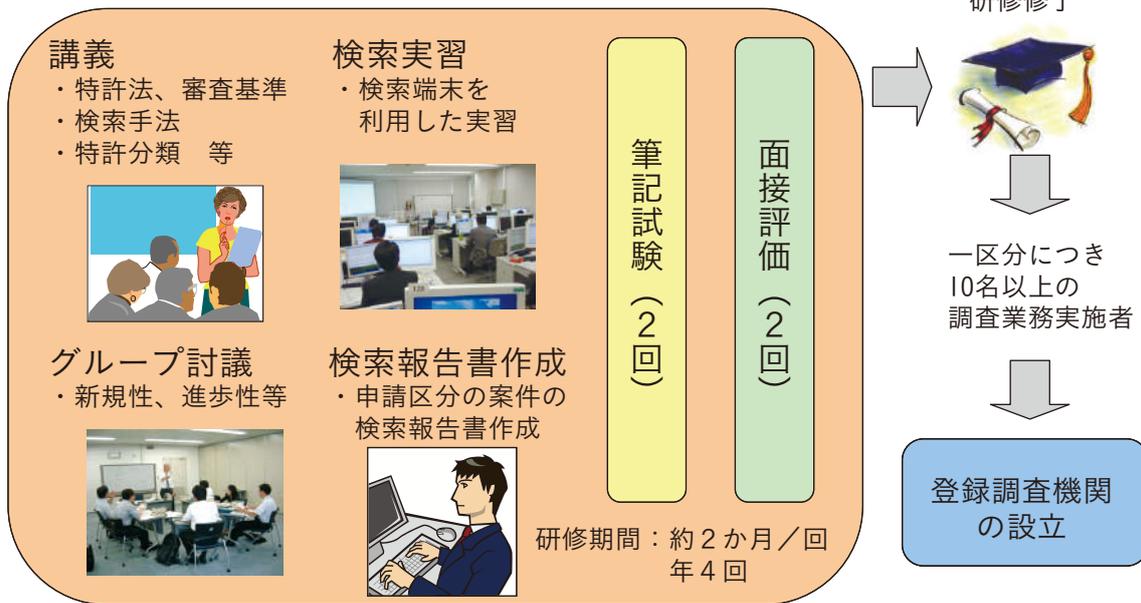
b. 調査業務実施者スキルアップ研修

進歩性の論理付けを踏まえた検索の進め方や不適切な検索報告書を校閲・指導する手法等を学ぶことにより、調査業務実施者の中でも指導的立場にある者に求められる能力を養うことを目的として調査業務実施者スキルアップ研修を実施している。

◇ 2017年度実績

受講者数：33名

2-7-5図 調査業務実施者育成研修の概要



⑤民間の知的財産人材育成機関との連携

INPITは、知的財産人材育成推進協会¹に参画し、他の参画機関と、情報交換、相互協力を行うとともに、人材育成の各種取組の普及・宣伝や、知的財産研修に関する横断的事項についての意見を集約し、政策提言を行っている。

また、2017年度は、知的財産人材育成推進協会の主催により、知財マネジメントと最新のビジネスとの関わりを紹介するとともに今後求められる知的財産人材像を示したセミナー「パイプラインからプラットフォームへ～イノベーションの新動向と知財マネジメント～」を3回にわたり開催した。

¹ 2006年1月30日に知的財産戦略本部知的創造サイクル専門調査会で決定された「知的財産人材育成総合戦略」において、知的財産人材育成推進のための協議会の創設が提言されたことを受けて設立された。

⑥他国の知的財産人材育成機関との連携

知的財産人材の育成において、国際協力の必要性が一層高まっていることから、INPITでは、海外の知的財産人材育成機関との連携・協力を行っている。

特に、中国知識産権トレーニングセンター（CIPTC）、韓国の国際知識財産研修院（IIPTI）及びベトナム知的財産研究所（VIPRI）との間

では、定期的に会合を行い、知的財産人材育成に関する議論を行うとともに、研修カリキュラム等の情報交換、両機関の連携による知的財産人材育成研修の実施等、具体的な相互協力を進めている。また、シンガポール IP アカデミー（IPASG）との間では、今後定期的に会合を行い、知的財産人材育成に関する相互協力を行っていくことに合意した。

2-7-6図 2017年度におけるCIPTC、IIPTI、VIPRI及びIPASGとの連携・協力事項

	開催時期 開催場所	概要（主な合意事項と成果）
IIPTI 創立 30 周年記念シンポジウム	2017 年 4 月 ソウル	IIPTI からの講師派遣要請に対応して日韓人材育成機関連携セミナーの一環として協力を行ったもの。日本側講演者からは「第四次産業革命に対応した JPO の特許審査」を紹介した。
第 5 回日韓人材育成機関会合	2017 年 9 月 大阪	審査官に対する新技術の研修方法について意見交換を行ったほか、INPIT から INPIT-KANSAI の紹介を行った。また、今後の日韓人材育成機関会合のあり方について合意した。
第 11 回日中人材育成機関会合	2017 年 9 月 大阪	学生に対する知財教育の現状について両国の状況を紹介し、意見交換を行った。また、CIPTC から知財専門人材に対する研修の必要性が提起され、議論を継続していくことに合意した。
第 8 回日中韓人材育成機関長会合	2017 年 9 月 大阪	e ラーニング教材のリスト交換、連携セミナー以外での講師派遣について議論し、今後具体的調整を行うことに合意した。また、今後の日中韓人材育成機関長会合のあり方について議論した。
第 6 回日中韓人材育成機関連携セミナー	2017 年 9 月 大阪	近畿圏の知的財産人材を対象として、日中韓及び WIPO の知的財産情報検索ツールの概要や、それらを用いた検索手法について各国講演者から紹介した。
INPIT-IPASG 間意見交換	2017 年 9 月 シンガポール	IPASG との協力関係構築に向けて、具体的に協力可能な範囲を議論した。2018 年度に MoU(協力覚書) を締結し、機関会合、連携セミナー等を開始するため、議論を継続することに合意した。
第 3 回日越人材育成機関会合	2017 年 11 月 東京	知的財産人材育成のための教材交換や両国のビジネス環境に関する情報交換を行うことに合意した。また、2018 年度の締結を目指して MoU(協力覚書) を協議していくことにも合意した。
第 3 回日越人材育成機関連携セミナー	2017 年 11 月 東京	ベトナム側講演者からベトナムにおける知的財産の利活用状況を紹介した。また、ベトナムに進出している我が国企業の経験などを日本人講演者から紹介した。

(3) 生徒・学生向けの人材育成

① 知的財産に関する創造力・実践力・活用力開発事業

特許庁及び INPIT は、ものづくりや商品開発等の実践の場を通じて、知的創造力を育む取組を行う専門高校（工業・商業・農業・水産）及び高等専門学校に対し、必要な支援を実施している。これは、アイデアを知的財産へ具体化、模擬的な出願書類を作成する過程等を通じて、生徒・学生に、新しいものや仕組みを企画・提案する「創造力」、その企画・提案を実社会のルールの中で実現させていく「実践力」を身につけ、更にアイデアや創意工夫を実社会の中で形にして活用する「活用力」を養ってもらうものである。

知的財産に関する創造力・実践力・活用力に関する実践的な能力を養成する取組の導入と知的財産権制度に関する基本的な知識の習得を目指す取組の計画を策定し、その実践を通じて組織的な取組として定着を図っていくことを目的とした「導入・定着型」と、知的財産に関する創造力・実践力・開発力開発事業において知的財産学習の組織的な推進体制ができ、すでに知的財産学習が定着し、

新たな特徴ある取組にチャレンジする学校を最大3年間支援することを目的とした「展開型」の二つに分けて募集を行っている。応募校の採択については、外部有識者等からなる「知的財産に関する創造力・実践力・活用力開発事業推進委員会」において、申請書に記載された取組について審査を行い、2017年度においては、「導入・定着型」として68校、「展開型」として3校（商業：1校、水産：1校、高専：1校）が選定され、採択された。また、2016、17年度の「展開型」採択校（11校）が同委員会での評価を受け、継続することが承認され、この11校を併せた計82校が実施することとなった。

また、2017年度には、第27回全国産業教育フェア秋田大会（さんフェア秋田2017）において「知的財産に関する創造力・実践力・活用力開発事業」の採択校13校が参加し、成果展示を行うとともに、学校での知的財産に対する取組について発表会を実施し、ブースを設け6校（展示1校、発表5校）を表彰した。



第27回全国産業教育フェア秋田大会（さんフェア秋田2017）「知的財産に関する創造力・実践力・活用力開発事業」成果展示・発表会

②パテントコンテスト及びデザインパテントコンテスト

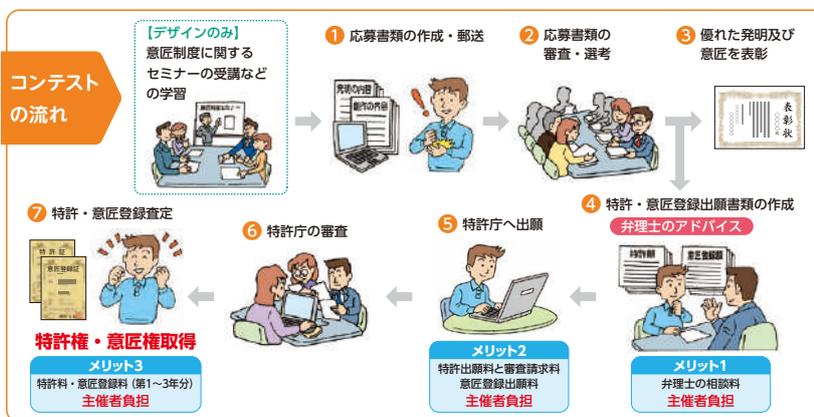
特許庁は、全国の日本の次世代を担う生徒、学生等が創造した発明・デザインの中から特に優れたものを選考・表彰する「パテントコンテスト」及び「デザインパテントコンテスト」を、文部科学省、日本弁理士会及びINPITと共に実施している。このコンテストは、生徒、学生等の知的財産に対する意識と、産業財産権制度に対する理解の向上を目的としており、特に優れた発明・デザインについては、実際に発明・デザインの創造から権利取得までを

生徒、学生等が体験できる機会を提供するものである。全国の高校生、高等専門学校生、大学生等から作品を募集し、応募作品の中から特に優れた発明・デザインを出願支援対象として選考し、表彰している。表彰された発明・デザインを創造した生徒、学生等は、出願から権利取得までの過程において、主催者から以下の支援を受けることができる。

- ・弁理士によるアドバイス（主催者負担）
- ・特許出願料／意匠登録出願料、特許審査請求料、特許料（第1～3年分）／意匠登録料（第1～3年分）¹の提供



作品募集のポスター



コンテストの流れ

¹ 2015年度までは第1年分のみ提供。

知財教材「デザイナーが身につけておくべき知財の基本」

01-02 デザイナーの役割

- デザイナーには、新たなモノ・コトの創出、既存のモノ・コトに対する付加価値の創出、経済的・社会的価値の創出が期待される。
- デザイナーは、事業活動の上流から下流までを一気通貫するデザインマネジメントを行う役割をもつ。

デザインマネジメント

①経営戦略 → ②経営戦略 → ③デザイン部門

①経営戦略: 企業価値・経営戦略のコミュニケーション

②経営戦略: マーケティング戦略・商品のコミュニケーション、広告デザイン

③デザイン部門: 商品デザイン、コンテンツデザイン、建築デザインなど

01-03 デザイナーと知的財産

特許権

- リチウムイオン電池に関する発明
- 画面操作インターフェイス（ズーム・移動等）に関する発明
- ゲームプログラムの発明

商標権

- 電話機メーカーやキャリア会社が自社製品の差別化のために製品や包装に表示するマーク

実用新案権

- 電話機の構造に関する発明
- ボタンの配置や構造に関する発明

著作権

- キャラクター、ゲーム、音楽などの創作（表現）

意匠権

- 美しく飾りやすい造形が施された携帯電話機のデザイン
- 携帯電話機の操作に用いる画面デザイン

01-03 デザイナーと知的財産

デザイナーが知っておくべき知的財産に関する事柄

契約の締結・権利の帰属 → 特許・デザインの出発点・権利の帰属 → 製造物の完成 → 展示・発表 → 商品化 → 製造 → 展示・発表 → 販売

企業 → 契約 → デザイン設計 → 展示・発表 → 商品化 → 製造 → 展示・発表 → 販売

知的財産の種類: 特許法・実用新案法・意匠法・商標法、著作権法、不正競争防止法

01-04 学生と知的財産

大学の授業・演習で行われるデザイン活動 → 社会に向けて発表するデザイン活動

- 商品化を目的としないため、知的財産権が問題となりにくい。
- 著作権法の規定により著作権の自由な利用が確保されている（学校その他の教育機関における複製など）。
- デザインコンペや社会に向けての展示などでは、知的財産権への配慮が必要。

知的財産権のハードルが高い

知的財産権のハードルが低い

大学内 vs 大学外（社会）

特許庁は、デザイナーが円滑にビジネスを行い、社会で活躍するための基礎知識を修得するツールとして、調査研究¹に基づき、デザイナーやデザインを学ぶ学生に向けた知財教材「デザイナーが身につけておくべき知財の基本」を作成し、特許庁ウェブサイト上²で公開している。

本教材は、シラバスと全15パートの講義用資料で構成されており、学習する時間や関心に応じ、編集して利用することが可能である。講義用資料は、「スライド」と各スライドに付属する「ノート」から構成されている。ノートには、スライドの目的を端的に示した「狙い」とスライドの内容の補足や指導のヒントを示した「説明」が記載されており、講義又は自習する際に参照できるようになっている。

誰が教えるの？

デザインの教員、知財の専門家（弁理士・弁護士）

誰が学ぶの？

デザインを学ぶ学生、デザイナー、教職員

どのような場面で使うの？

大学等での教育、企業での人材育成、独学

どのように使うの？

全15パートで体系的に学ぶ、特にプロダクトデザイン領域に関わるパートを学ぶ、最新のトピックや事例を追加して学ぶ

1 2 3 4 5
6 7 8 9 10
11 12 13 14 15

1 2 4 5
13 15

1 + a 2 + a 3 + a

1 平成28年度特許庁産業財産権制度問題調査研究「デザインの創作活動の特性に応じた実践的な知的財産権制度の知識修得の在り方に関する調査研究」
http://www.jpo.go.jp/shiryoutouchin/chousa/pdf/zaisanken/2016_09.pdf

2 特許庁HP > 資料・統計 > 刊行物・報告書 > その他参考情報 > 知財教材「デザイナーが身につけておくべき知財の基本」
http://www.jpo.go.jp/shiryoutouchin/chizai_kyozaidesigner-kihon.htm



2

知財功労賞表彰

経済産業省 特許庁では、「発明の日」（我が国初の特許制度である「専売特許条例」の公布（明治18年4月18日）を記念）に、知的財産権制度の発展及び普及・啓発に貢献のあった個人に対して「知的財産権制度関係功労者表彰」、また、制度を有効に活用し、その発展に寄与した企業等に対して「知的財産権制度活用優良企業等表彰」として、経済産業大臣表彰及び特許庁長官表彰を行っている。両表彰を合わせて、「知財功労賞」と総称している。

本年度から、企業における知財活用の取組も多様化してきていることを踏まえ、新たな知財活用の取組についても評価して表彰するために、オープンイノベーションに取り組み成果を上げている企業を「オープンイノベーション推進企業」として、また、オープンイノベーションの主要な担い手の一つであるベンチャー企業を「知財活用ベンチャー」として新たに表彰した。

2018年度（平成30年度）は、4月18日に知財功労賞表彰式を開催した。

(1) 知的財産権制度関係功労者表彰

① 経済産業大臣表彰

(敬称略)

三村 量一(神奈川県)

[弁護士(長島・大野・常松法律事務所 パートナー)]

■裁判官として知的財産権訴訟の多くの判決に携わったほか、知的財産法務に関する高度な知識と実務経験を踏まえ、産業構造審議会知的財産政策部会不正競争防止小委員会の委員を務め、営業秘密の保護や模倣品・海賊版対策の強化に尽力するなど、我が国の知的財産権制度の改善発達に多大な貢献。

■法科大学院の客員教授として特許紛争処理や不正競争防止法、商標法等の知的財産に関する科目を担当し、知的財産法曹の人材育成に携わるとともに、知的財産紛争に係る事例研究や法解釈に関する多くの論文・論考の発表、弁護士、弁理士等の専門人材のみならず、企業関係者や学生に対する知的財産の保護・活用に関する精力的な講演活動等を行い、知的財産制度の普及・啓発及び知的財産人材の裾野の拡大に大きく寄与。

■日本弁護士連合会の日弁連知的財産センターの委員として、ミャンマー、シンガポール等の現地関係機関との間で知的財産法制度の運用状況等について、意見交換等を行い、これらの国における知的財産制度の整備に貢献。特にミャンマーの最高裁判所か

ら要望を受けて、我が国特許庁等と共同で知的財産訴訟実務に関するワークショップを実施するなど同国の知的財産訴訟システムの構築に向けて尽力。官民・国内外の垣根を越え、知的財産関係の紛争処理能力の向上に大きく寄与。

② 特許庁長官表彰

(五十音順/敬称略)

青木 博通(東京都)

[弁理士(ユアサハラ法律特許事務所 パートナー)]

■弁理士業務に長年精励し、我が国のみならず諸外国での豊富な実務経験を踏まえた多数の研究論文・著書の執筆や講演等を実施。また、産業構造審議会知的財産政策部会 商標制度小委員会新しいタイプの商標に関する検討ワーキンググループ等に委員として参画し、商標法改正の基盤づくりに寄与するとともに、同法改正後も著書、講演等を通じて改正内容の周知を行うなど商標制度の発展、普及、啓発に貢献。

■特許庁が実施する途上国の産業財産権関連人材を対象とした人材育成事業の講師を定期的に務め、我が国の商標法、意匠法について英語で講義を行うとともに、日本弁理士会が実施する実務修習や弁理士の継続研修の講師を長年務め、弁理士の資質向上に寄与するなど、国内外の知的財産人材の育成に貢献。

奥村 洋一(神奈川県)

[株式会社スコヒアファーマ 代表取締役社長]

- 知的財産関係団体において要職を歴任し、我が国の知的財産制度の普及・啓発や諸外国との制度調和に尽力。日本知的財産協会では理事長として、欧米、アジア各国の政府機関や関係諸団体との交流を通じて、知的財産権制度の運用の調和に貢献したほか、三極（日米欧）及び五庁（日米欧中韓）関連の特許制度調和に向けた活動を推進。また、経済産業省「国際知財制度研究会」に委員として参加し、TPP 協定に関する我が国産業界の意見の集約・調整等に貢献。
- 産業構造審議会知的財産政策部会 特許制度小委員会審査基準専門委員会に委員として参加。我が国の産業界の立場から意見を発信し、審査基準の改訂につなげるなど知的財産権制度の改善発達や行政の円滑な推進に寄与。

尾崎 隆弘(愛知県)

[弁理士(尾崎特許事務所 所長)]

- 中部知的財産戦略本部本部員として中部知的財産戦略推進計画に基づく施策・事業計画の策定に関与するとともに、日本弁理士会東海支部長として、同計画において重視された「企業のグローバル化に対応した支援」に積極的に取り組むため、同支部に国際知財委員会を新たに設置。地域の中小企業経営者からのニーズが強い ASEAN 諸国に関して現地調査を含む積極的な情報収集を行い、各国の知的財産動向等を紹介する「東南アジア知財戦略セミナー」を開催するなど、東海地域の企業の海外展開を積極的に支援。
- 弁理士として長年業務に精励するとともに蒲郡商工会議所を始めとする東海地域の支援機関において個人や中小企業等へ無料相談に長年にわたり携わり、東海地域における知的財産権制度の普及・啓発に貢献。

辻居 幸一(東京都)

[弁護士・弁理士(中村合同特許法律事務所 パートナー)]

- 国際知的財産保護協会の国際総会に日本代表として参加し、我が国の意見の反映に尽力したほか、工業所有権審議会弁理士審査分科会の委員を長年務め、弁理士試験の円滑な実施に向けた審議に参加するなど国内外の知的財産制度の改善発展に貢献。
- 日本弁理士会の実施する特定侵害訴訟代理業務能力担保研修の講師として、知的財産権訴訟において代理能力を有する弁理士の養成に尽力するとともに、国内外の知的財産権訴訟に関する判決を題材として、弁護士、企業関係者、裁判官等による分析・検討や議論を行う判例研究会のリーダーを務めるなど知的財産訴訟に関する人材育成に寄与。

藤野 仁三(東京都)

[藤野IPマネジメント 代表]

- 約 20 年前に標準と特許の交錯により生じる法律問題を解決するための方法論をいち早く提唱。現在も若手研究者と共に世界の判例動向を研究し、その成果を発明推進協会の機関誌に連載するなど標準必須特許問題の研究の先駆者として活躍。また、東京理科大学専門職大学院では、次代を担う知的財産人材に標準作成を模擬体験させ、その戦略性について発表を求めるなど先進的な標準化教育を実践し、知的財産と標準に精通した人材の育成に寄与。
- 多年にわたり、日本の知的財産に関する制度改正や判例に関する情報を英語で多数海外に発信し、海外の実務家や研究者から、その速報性と正確性が高く評価された。この情報発信の活動を大学院の学生等に引き継ぎ、継続的な取組とするなど知的財産権に関する情報の流通及び利用の促進に貢献。

(2) 知的財産権制度活用優良企業等表彰

① 経済産業大臣表彰 (表彰区分/五十音順)

【知財活用企業(特許)】

伊東電機株式会社(兵庫県)

■社長及び開発部・営業部の責任者で構成される特許会議を2カ月に1回開催して、特許や商標などの出願判断・出願国選定・権利維持等の重要事項を決定している。新製品の開発時には構想段階で必ず国内外の先行技術文献調査を十分に行い、抵触する特許がないかを確認するとともに、出願の際に特許請求の範囲の記載について議論する会合を実施するなど、より広く強い特許を取得することを意識した体制を整備している。

■モータを内蔵した搬送装置用ローラを開発して特許権や商標権を取得。応用製品の拡大を図りながら各国での権利化を積極的に行い、海外展開を進めて世界で約7割のシェアを獲得している。また、モータや制御に関するコア技術を基にした新事業にも取り組んでおり、植物工場事業に参入し、これらの分野でも基本特許や周辺特許を出願している。

■自社の特許権を侵害する可能性がある他社の製品を発見した際に、営業担当者から知財担当部署へフィードバックする体制を構築している。また、海外で確認された模倣被害に対しては、現地で被害調査を行い、警告等の必要な措置を取り模倣品を排除している。

ナブテスコ株式会社(東京都)

■全社の知財経営戦略を司り、CEOを含めた全経営陣で全社の知財戦略を審議する会議を行い、会社全体のコア価値とそれを獲得・強化するための知財戦略や、事業ポートフォリオの評価・改善等を審議する体制を構築している。

■将来ビジョンの実現に向けた経営課題を分析・把握して解決策を提案するため、知的財産権を活用したIPランドスケープを活

用し、開発テーマの妥当性検証や新事業テーマの分析、特許網を構築すべきテーマ、アライアンス先やM&A候補企業の探索等を実施して、知的財産部が事業戦略の指導を全社横断的に行っている。

■航空、鉄道等の輸送分野から、産業用ロボット、自動ドア等の産業分野等において各種コア技術を開発して事業活動を行っている。世界市場の確保のため、世界各国での特許網の構築とノウハウの保護を徹底し、模倣品対策として、権利行使等の毅然とした対応を講じている。同社の製品は市場で高いシェアを獲得しており、産業ロボットの精密減速機で世界シェア約6割を獲得している。

日亜化学工業株式会社(徳島県)

■経営層の直下に知財部門を設置して経営の視点から知財戦略を策定し、開発した技術を財産として守ることの重要性を社内でも共有している。戦略上重要なテーマについては、技術部門と知財部門が合同で特許出願を検討する会議を毎月開催し、開発成果の共有や今後の開発方針を決定している。重要な特許を世界各国へ出願することで、事業上で必要な特許網を国内外で構築している。また、知財部門に特許訴訟業務を行う専門部署を設けて、特許訴訟等に即時に対応できる体制を構築している。

■知的財産権は事業で利用されてはじめて価値を持つという考え方にに基づき、製品化の黎明期・量産開始期・量産拡大期などの事業段階に応じて、戦略的な知的財産権の実施やライセンスを行っている。

■日米欧アジア主要各国で知的財産権を取得し、不正な模倣を防止する手段として知的財産権を活用し、これまでに世界各国で70件以上の特許侵害訴訟をはじめとする対処を実施するとともに、相互に技術を補完するため、クロスライセンスを積極的に行ってグローバルアライアンスを形成するなど、各国の市場で優位性を確保している。

【知財活用企業(商標)】

株式会社トンボ鉛筆(東京都)

- 専門部署として知財部門を設け、知的財産管理規程等の社内規定を整備し、知的財産権の取得・管理の他、知財戦略の立案、模倣品対応やライセンス対応などの業務を実施している。ブランドを保護するために国内で270件以上の登録商標を保有している。
- 海外における知的財産権の取得・管理は国内の本社知財部門で一元管理しており、海外での模倣品に対しても現地法人の意見を聞きながら、本社主導で現地代理人と相談して対応している。
- 全世界の全商品に統一して使用するコーポレートブランドと、商品コンセプトやユーザー層に合わせた商品群ブランド・個別ブランドとを併用する複合ブランド戦略によりブランド展開を行っている。長年の使用により需要者の信用が醸成された商標を多数保有し、ブランドの提供価値と一貫したデザイン戦略に沿った製品開発を重ね、ブランドの拡大を図りながら戦略的な商品展開やプロモーションを実施している。また、色彩のみからなる商標の第1号として商標権を取得している。

【知財活用企業(オープンイノベーション推進企業)】

KDDI株式会社(東京都)

- 事業戦略と連携した知財戦略を実行する組織として知財戦略グループを設置。通信・金融・IoT等のサービスやプラットフォームは差別化し、ネットワークやデバイスは標準化することによるオープン&クローズ戦略により、顧客へ提供するサービスを中心とした特許出願を行っている。
- ビジネスの創出・拡大のため、ベンチャー企業育成プログラム「KDDI ∞ Labo」を通じて、異業種のパートナー企業と連携したオープンイノベーションを積極的に推進している。パートナー企業とともにビジネス

マッチング、アドバイザーによるメンタリング等を行い、支援企業の事業の立ち上げをサポートし、これまでの6年間で58企業を支援し、有望なベンチャー企業48社に対して投資している。

- ベンチャー企業の成長を支援することを第一に考え、支援の段階ではベンチャー企業が他社と協業する可能性を残すために特許権を譲り受けることはせず、支援企業の成長を阻害しない方針を採っている。また、ベンチャー企業の知財活動(権利化やリスクマネジメント)を積極的に支援するため、同社の知財室メンバーが、ベンチャー企業の発明発掘・特許侵害調査・出願支援・知財関連規程類の整備等を行っている。

【知財活用ベンチャー】

マイクロ波化学株式会社(大阪府)

- 社長を委員長にして各部門長や知財担当者などから構成される委員会を毎月開催している。同委員会では、権利内容・出願国の選択・秘匿化・他社特許への対策などについて、戦略的な事業展開を図るために顧問弁護士や弁理士の意見も活用しつつ、経営戦略の観点から判断している。限られた予算の中で効果的な権利活用に繋げるため、権利範囲が広く優位性を確保した特許となるように、将来の権利行使も考慮して特許出願を行っている。
- マイクロ波プロセスの優位性を保つため、原材料を反応し易くする独自開発の触媒や周波数・温度などマイクロ波を最も効率的に反応させるレシピはノウハウとして管理して、マイクロ波を利用した反応装置の特許出願して権利化するオープン&クローズ戦略を徹底している。
- 権利化により参入障壁を高くしすぎることで黎明期にある技術の普及が遅れて市場が拡大しない状況に陥ることを防ぐため、食品・化学品・医薬品等の様々な分野の企業と合弁事業やライセンス事業を展開して、オープンイノベーションを実践している。

株式会社ユーグレナ(東京都)

- コア技術であるユーグレナ(ミドリムシ)の屋外大量培養技術についてはノウハウとして秘匿化し、生産したユーグレナを食品・化粧品・燃料等に利用するための技術については積極的に特許出願する知財戦略をとっている。
- エネルギー・環境分野においては、将来の商業化に向けて、ユーグレナの品種改良技術、分離濃縮技術、発酵技術等、バイオ燃料生産プロセスにおける要素技術について、世界各国へ積極的に特許出願を行っている。ユーグレナを一部使用したバイオ燃料生産のための基本技術について、将来的にバイオ燃料を生産する可能性のある世界14カ国に出願を行い、日本・米国・中国・オーストラリア等で特許を取得しているほか、東南アジアなどの各国でも権利化を進めて特許網の構築を図っている。
- 大学発ベンチャーとして、大学の研究成果を社会に還元するべく産学連携にも意欲的に取り組み、基礎研究を中心に15以上の大学と共同研究を進めている。また、企業との共同研究も積極的に行っており、微細藻類由来の素材を活かした食品・化粧品・飼料等の用途への応用研究も行っている。

②特許庁長官表彰 (表彰区分/五十音順)

【知財活用企業(特許)】

出光興産株式会社(東京都)

- 燃料油から高機能材までの幅広い事業分野において、各事業の特性や戦略に合わせて柔軟に体制を組み替えて効率的に課題解決を図る「ユニット体制」を導入した。ユニット毎に特許情報の調査・解析、特許出願の権利化、渉外、企画、管理等の知財活動を、各事業部と一体となって実行している。また、事業部・研究所・知財部が一体となって活動し、各事業部長を責任者とする「知財戦略会議」で知財活動計画を策定し、実行している。
- 燃料油分野では、クロスライセンス契約を

締結し、双方が相手方の特許を利用可能とすることによるコスト削減等により競争力の強化を図っている。また、潤滑油分野の中でも強みを持つ冷凍機油等では、全世界で高いシェアを獲得しており、グローバルな特許網を構築して市場の独占に貢献している。

- 電子材料事業の主力分野である有機EL事業では、市場拡大が期待されるのを見込み、特許を相互に利用する提携関係を国内外の企業と積極的に構築しており、有機EL材料に関連する有用な特許を保有する企業と特定領域の特許を相互に利用可能とする提携契約を締結するなど、開発可能な領域を拡大しながらビジネスの創出・拡大を図っている。

エム・テック株式会社(大阪府)

- 知的財産権の取得及び管理に関わる組織として、研究開発グループと知財グループを擁している。専任の知財担当者を配置して、研究開発と一体的に開発成果の特許出願を行い、早期審査制度等を有効活用して、研究開発の成果を早期に権利化している。
- 工業的に高い生産性で機能性微粒子を製造することが可能となる強制薄膜式マイクロリアクターULREA[®]を開発し、その特長を活かした多数の特許権を取得。医薬品・食品・化学・電子材料などの多岐にわたる分野で顧客が同社の製品を使用して新たな機能性微粒子を開発・事業化する際、特許権の実施許諾を含めたライセンス契約を締結して、共同開発のパートナーとして技術協力する事業戦略を採っている。また、これらのロイヤリティ収入を次の研究開発に投資して更なる事業拡大を図っている。
- グローバルな競争下にある顧客と共同開発を進めるなかで、日本だけでなく、市場や製造拠点のある米国・欧州・中国・韓国においても特許権を取得。顧客のグローバルな事業展開をサポートしている。

コニカミノルタ株式会社(東京都)

- 知的財産に関する戦略や権利取得及び活用等に関して、知的財産部が事業横断的に統括し、各事業部門長や知的財産部が参加する知財戦略会議を定期的に開催している。開発に密着して知的財産戦略策定や発明の発掘を担うリエゾン機能、出願から権利化までを担う実務機能、他社特許への対応や他社との折衝を担う他社対応機能の3つの機能毎に業務標準を明確に規定することで、個人毎のばらつきを防ぎ、業務品質の維持・向上を図っている。
- カメラや写真フィルムなどの開発・製造を通じて蓄積した「材料」「光学」「微細加工」「画像」の分野における「コア技術」を特許群により保護するとともに、事業領域毎に知財戦略を策定して実行することにより、「コア技術」の活用による新たな製品や事業の創出に貢献している。
- 同社は新たに開発した医療技術を活用しバイオヘルスケア事業に参入している。当該事業参入を知的財産面からサポートするため、日米において数百件の特許を出願して特許網の構築を進めている。同社の技術との相乗効果を狙った海外企業のM&Aの検討から知的財産部が入り込み、両者が持つ技術を合わせることで、プレジジョン・メディシン(個別化医療)領域で必須の「コア技術」を守る知的財産の獲得を図り、海外への事業展開を進めている。

株式会社ダイセル(大阪府)

- 知的財産権を事業に有効に活用するため、事業担当者・開発担当者・知財担当者による三位一体のチームで知財活動を行っている。事業テーマ毎に構成された各チームで、出願権利化から管理・活用・契約までを一気通貫で行い、各事業の責任者が知財活動チームの Patent コーディネーターとして知的財産権の取得・管理、ノウハウ管理及び知財情報を生かした新規テーマの策定等を行っている。
- 医薬品開発のために用いられる光学分割デ

バイスを産学連携により事業化し、グローバルな特許網や商標網を構築し、知財ミックスにより知的財産権を活用して競合他社の参入を排除し、世界でのビジネスシェアトップを確保している。

- 同社が特許権を保有する「知的統合生産システム」を多くの日本企業へライセンスし、化学プラントに代表されるプロセス型産業の生産革新として、品質安定化・省人化・低コスト化による生産性向上を実現し、国内産業の生産性向上による国際競争力の強化にも貢献している。

【知財活用企業(意匠)】

株式会社喜多俊之デザイン研究所(大阪府)

- 製品を「使う側」・「作る側」・「流通させる側」の視点でデザインを捉え、製品の用途・機能性・生産性など、製品に必要なあらゆる要素を調和させたプロダクトデザインを具現化することを基本コンセプトとしている。
- ビジネスを展開していく上で知的財産権を活用していく必要があると考えており、国内や海外で意匠権や商標権を取得して製品を保護している。また、同じ部品でシリーズ化する製品に関しては、コストの削減を図りつつデザインの一貫性やオリジナル性を持たせた製品を展開するため、部分意匠を取得して製品を保護している。
- 海外向けのオリジナルブランド作りを目指して、地方の企業と連携して独自の製造技術を活かした製品を制作して意匠権や実用新案権を取得。模倣品対策や製品の独自性を確保する上で知的財産権を活用している。

株式会社ワコール(京都府)

- ワコール人間科学研究所が40年以上にわたって収集した人体データを活用し、高い機能性を有する衣料品の開発を積極的に行っている。デザインの側面から意匠権、構造的な側面から特許権によって保護を図り、これらを組み合わせた知財ミックスで製品を保護している。

- 意匠権については権利範囲の最大化を狙い、全体意匠のみならず、特徴的な形状については部分意匠を制度導入時から積極的に活用して権利を取得するとともに、重要な商品については関連意匠制度も活用して、より広い範囲で権利を取得している。
- 衣料品はファッショントレンドに大きく影響を受けるため、ライフサイクルが早く、製造も比較的容易なことから模倣品が発生しやすい傾向にある。このような模倣品に対して意匠権を行使して対応しており、市場に模倣品が出回った際に意匠権侵害を主張して販売の差し止めを実施している。

【知財活用企業(商標)】

枕崎水産加工業協同組合(鹿児島県)

- 組合内に「枕崎鰹節」品質規格委員会を設置し、地域団体商標登録後の枕崎鰹節とそのロゴマークを一元化した管理を行っている。また、「枕崎鰹節」広報委員会の設置によって、地域を巻き込んだ商標のブランド構築に向けた販促ツールなどを作成し、市民と一緒に「枕崎鰹節」の地域ブランド化に取り組む。
- 地域特産品の食育活動においても、市内の学校給食に「枕崎鰹節」を提供し、生産者との交流給食も実施している。また、枕崎への地域外からの訪問者にも、伝統食品の茶節でおもてなしするなど、「枕崎鰹節」の情報を発信している。
- EU規制により鰹節が欧州に輸出できないことから、フランスに現地工場を設立して現地生産・販売を開始している。海外展開する事業戦略に基づき、外国出願補助金の活用を通じて、中国・欧州・米国等の海外でも積極的に商標権を取得しており、海外でのブランド構築に努めている。これらの取組により、近年の鰹節の売上高も年々増加してきている。

【知財活用ベンチャー】

株式会社オプティム(東京都)

- 知財戦略を経営・事業戦略の最重要な要素の1つとして位置づけ、社長、経営企画・事業担当取締役、知財担当、顧問弁理士で構成された知財戦略チームが知財戦略会議を毎月実施して、特許の出願・活用方針を決定している。事業戦略・R&D戦略・知財戦略が一气通貫で立案・実行・管理されていることに特徴があり、戦略間の協奏を実現している。事業が大きく舵を切る際に、事業ポートフォリオの変更を後押しする形で特許権を活用できるよう、最適な知財ポートフォリオ管理を行っている。
- 常に新しい技術を生み出し、取り込みながら研究開発を行い、その成果を活用した製品・サービス、さらにはビジネスモデルで取得した特許権が差別化を生み出すことにより、事業の競争優位性を確保している。
- 今後新たな事業を展開していくため、県や大学などと連携してAI・IoTを活用したIT農業やIT医療等に取り組んで特許出願しているほか、グローバルな事業展開に備え、AI・IoTやロボティクスなどの新技術の分野を中心に米国等でも積極的に特許取得を進めている。